

令和 3 年



第 1 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

議案第 1 号

恵庭市教育委員会教育長の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、恵庭市教育委員会教育長を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 岩 淵 隆

〔住 所〕

〔生年月日〕

教育委員会教育長の任命

退任となる教育長

氏名	穂積 邦彦	生年月日	
住所			
任期	自 平成30年4月1日 ～ 至 令和3年3月31日		
退任事由	任期満了		

任命する教育長（新任）

氏名	岩 渕 隆	生年月日	
住所			
任期	自 令和3年4月1日 ～ 至 令和6年3月31日		
最終学歴			

< 職歴 >

昭和58年	4月	～	平成元年	3月	中標津町立俣落小中学校 事務職員
平成元年	4月	～	平成5年	3月	北海道教育庁実習船管理局 主事
平成5年	4月	～	平成7年	5月	北海道立青年の家 主任
平成7年	6月	～	平成10年	3月	北海道教育庁企画管理部給与課 主任
平成10年	4月	～	平成12年	3月	北海道教育庁生涯学習部 生涯学習振興課 主任
平成12年	4月	～	平成15年	3月	北海道教育庁根室教育局企画総務課 主査
平成15年	4月	～	平成17年	10月	北海道教育庁十勝教育局企画総務課 給与係長
平成17年	11月	～	平成18年	10月	知事政策部知事室国際課 主査
平成18年	11月	～	平成21年	3月	北海道教育庁総務政策局総務課 主査
平成21年	4月	～	平成22年	3月	北海道教育庁総務政策局総務課 主査
平成22年	4月	～	平成23年	5月	北海道教育庁学校教育局健康体育課 主幹
平成23年	6月	～	平成27年	5月	北海道教育庁総務政策局総務課 主幹
平成27年	6月	～	平成28年	3月	北海道教育庁学校教育局義務教育課 教育環境支援担当課長
平成28年	4月	～	平成30年	5月	北海道教育庁総務政策局総務課長
平成30年	6月	～	平成31年	3月	北海道教育庁石狩教育局長
平成31年	4月	～	現在		北海道立図書館長

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
定数	1人
任期	3年（ただし、補欠の教育長の任期は、前任者の残任期間とする。）
資格要件	教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁止事項等	<p>教育長の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。</p> <p>教育長は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。</p>

議案第 2 号

恵庭市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、恵庭市公平委員会委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 内 倉 真裕美

〔住 所〕

〔生年月日〕

公平委員会委員の選任

退任となる委員

氏名	内倉 真裕美	生年月日	
住所			
任期	自 平成29年4月1日 ～ 至 令和3年3月31日		
退任事由	任期満了		

選任する委員（再任）

氏名	内倉 真裕美	生年月日	
住所			
任期	自 令和3年4月1日 ～ 至 令和7年3月31日		
最終学歴			

<公職歴>

平成 5年 4月 ～ 現在	公平委員会委員（平成20年4月から委員長）
平成10年11月 ～ 現在	花のまちづくり推進会議委員 （平成27年4月から会長）
平成28年 7月 ～ 令和 2年 6月	水と緑のまちづくり審議会委員

<職歴>

昭和50年 4月 ～ 昭和51年 3月	寺本商事株式会社
昭和51年 4月 ～ 昭和52年 6月	フリーデザイナー
平成23年11月 ～ 現在	株式会社きゃろっと

根拠法令	地方公務員法
委員数	3人
任期	4年
資格要件	委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
禁止事項等	委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなってはならない。

議案第3号

恵庭市税条例の一部改正について

恵庭市税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市税条例の一部を改正する条例

恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の恵庭市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案		
<p>第 1 条～第 149 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 15 条（略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="266 927 1104 978"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2～4（略）</p>	(略)	<p>第 1 条～第 149 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 15 条（略）</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 5 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 927 2000 978"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2～4（略）</p> <p>5 <u>法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<u>が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税</u></p>	(略)
(略)			
(略)			

現行	改正案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第 18 条～第 28 条 (略)</p>	<p><u>の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 5 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第 18 条～第 28 条 (略)</p>

議案第 4 号

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 3 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

柏陽北地区 整備計画区 域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画柏陽北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

柏陽北 地区整 備計画 区域	次の各号に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄 宿舎又は下宿									
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>3 マージャン 屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投 票券発売所、場 外車券売場その 他これらに類す るもの</p> <p>4 学校、図書館 その他これらに 類するもの</p> <p>5 神社、寺院、 教会その他これ らに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、 保育所、福祉ホ ームその他これ らに類するもの (ただし、事業 所の従業員のため の保育所を除 く。)</p> <p>7 畜舎</p>									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、柏陽北地区の地区計画の決定に係る千歳恵庭圏都市計画の決定又は変更に関する都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による告示の日から施行する。

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例新旧対照表（抄）

現行										改正案											
第1条～第15条（略）										第1条～第15条（略）											
別表第1(第2条関係)										別表第1(第2条関係)											
名称		区域								名称		区域									
(略)										(略)											
戸磯南地区整備計画区域		(略)								戸磯南地区整備計画区域		(略)									
柏陽北地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画柏陽北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域								柏陽北地区整備計画区域		都市計画法第20条第1項の規定により告示された千歳恵庭圏都市計画柏陽北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域									
別表第2(第3条～第9条関係)										別表第2(第3条～第9条関係)											
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ	ク	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ	ク
		建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度			建築してはならない建築物	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度		建築物の高さの最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度
(略)										(略)											
戸磯南地区整備	次	各号に掲げる建築物									戸磯南地区整備	次	各号に掲げる建築物								

現行	改正案													
<p>別表第3 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 331 1211 1062"></td> <td data-bbox="1216 331 1272 1062"></td> <td data-bbox="1276 331 1402 1062"> <p>その他これらに類するもの 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(ただし、事業所の従業員のための保育所を除く。) 7 畜舎</p> </td> <td data-bbox="1406 331 1462 1062"></td> <td data-bbox="1467 331 1523 1062"></td> <td data-bbox="1527 331 1583 1062"></td> <td data-bbox="1588 331 1644 1062"></td> <td data-bbox="1648 331 1704 1062"></td> <td data-bbox="1709 331 1765 1062"></td> <td data-bbox="1769 331 1825 1062"></td> <td data-bbox="1830 331 1886 1062"></td> <td data-bbox="1890 331 1946 1062"></td> <td data-bbox="1951 331 2007 1062"></td> </tr> </table> <p>別表第3 (略)</p>			<p>その他これらに類するもの 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(ただし、事業所の従業員のための保育所を除く。) 7 畜舎</p>										
		<p>その他これらに類するもの 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(ただし、事業所の従業員のための保育所を除く。) 7 畜舎</p>												

議案第5号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和51年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条第1項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同項第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条に

において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同項第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2項を削る。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に改め、「する。)」の次に、「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附則第4項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

恵庭市国民健康保険税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u> とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u> とする。</p> <p>第3条～第20条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u> とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u> とする。</p> <p>第3条～第20条（略）</p>

現行	改正案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>61 万円</u>を超える場合には、<u>61 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19 万円</u>を超える場合には、<u>19 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>16 万円</u>を超える場合には、<u>16 万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>63 万円</u>を超える場合には、<u>63 万円</u>)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19 万円</u>を超える場合には、<u>19 万円</u>)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17 万円</u>を超える場合には、<u>17 万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が <u>55 万円</u>を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 <u>65 歳</u>未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が <u>60 万円</u>を超える者に限り、年齢 <u>65 歳</u>以上の</p>

現行	改正案
<p>_____を越えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万8,760円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <p>_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を越えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額</p>	<p>者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を越えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1万8,760円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を越えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額</p>

現行	改正案
<p>が、<u>33万円</u></p> <hr/> <hr/> <p>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2 <u>市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。</u></p> <p>第21条の2～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の</p>	<p>が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>第21条の2～第26条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の</p>

現行	改正案
<p>控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)_ _____」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項_____又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額</p>	<p>控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、同項中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額</p>

現行	改正案
<p>（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5～13（略）</p>	<p>（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>5～13（略）</p>

議案第6号

恵庭市介護保険条例の一部改正について

恵庭市介護保険条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市介護保険条例の一部を改正する条例

恵庭市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万1,500円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは、「1万7,200円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合に

において、第2項中「1万1,500円」とあるのは、「3万1,600円」と読み替えるものとする。

第6条第5項から第8項までを削る。

附則第3条及び第4条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第5条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の恵庭市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

恵庭市介護保険条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（保健福祉事業）</p> <p>第5条 市は、被保険者が利用する高額介護サービス等のための費用に係る資金の貸し付けを行うことができる。</p> <p>（保険料率）</p> <p>第6条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)</u>における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10)</p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万100円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず、1万5,800円とする。</u></p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる第2号被保険者についての保険料の減額賦課に</u></p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 削除</p> <p>（保険料率）</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日(法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。)における次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10)</p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万1,500円とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは、「1万7,200円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保</u></p>

現行	改正案
<p><u>係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万4,400円とする。</u></p> <p>5 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,100円とする。</u></p> <p>6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、第2項の規定にかかわらず、1万1,500円とする。</u></p> <p>7 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、1万7,200円とする。</u></p> <p>8 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万1,600円とする。</u></p> <p>第7条～第17条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条（略）</p>	<p><u>保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「1万1,500円」とあるのは、「3万1,600円」と読み替えるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>(令第 39 条第 1 項の市町村が定める額)</p> <p>第 3 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度における保険料額の算定に係る令第 39 条第 1 項の市町村が定める額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(令第 39 条第 1 項の市町村が定める額)</p> <p>第 3 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度における保険料額の算定に係る令第 39 条第 1 項の市町村が定める額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(令第 39 条第 1 項の市町村が定める割合)</p> <p>第 4 条 <u>平成 30 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度における保険料額の算定に係る令第 39 条第 1 項の市町村が定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(令第 39 条第 1 項の市町村が定める割合)</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度まで</u>の各年度における保険料額の算定に係る令第 39 条第 1 項の市町村が定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>
<p><u>(改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</u></p> <p>第 5 条 <u>法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。</u></p> <p>2 <u>法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。</u></p>	

現行	改正案
<p>3 <u>法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。</u></p> <p>4 <u>法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。</u></p>	

議案第7号

恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
とおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条
例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」
を、「ならない。」の次に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得
ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定
する管理者とすることができる。」を加える。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第6条第1項の管
理者」を「同条第1項に規定する管理者」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」
とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日

において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については第6条第2項と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

恵庭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。 _____</p> <p>3（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3（略）</p>
<p>第7条～第33条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を<u>第6条第1項の管理者</u> _____とすることができる。</p>	<p>第7条～第33条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を<u>同条第1項に規定する管理者</u>とすることができる。</p>

現行	改正案
	<p>3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が、主任介護支援専門員でないものに限る。)</u>については第6条第2項」と、「<u>介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)</u>を同条第1項に規定する」とあるのは「<u>引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を</u>」とする。</p>

議案第8号

恵庭市保育に関する条例の一部改正について

恵庭市保育に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市保育に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市保育に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表のとおり」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	定員
すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24番地1	90人

別表を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

恵庭市保育に関する条例新旧対照表（抄）

現行	改正案															
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（市立保育所の設置）</p> <p>第6条 児童福祉法第35条第3項の規定に基づき市が設置する保育所（次条において「市立保育所」という。）の名称、位置及び収容定員は、<u>別表のとおり</u>とする。</p> <p>第7条～第8条（略）</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="271 884 1106 1046"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すずらん保育園</td> <td>恵庭市漁町394番地</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td>すみれ保育園</td> <td>恵庭市柏陽町3丁目24番地1</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	すずらん保育園	恵庭市漁町394番地	90人	すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24番地1	90人	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（市立保育所の設置）</p> <p>第6条 児童福祉法第35条第3項の規定に基づき市が設置する保育所（次条において「市立保育所」という。）の名称、位置及び収容定員は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <table border="1" data-bbox="1162 603 2002 715"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すみれ保育園</td> <td>恵庭市柏陽町3丁目24番地1</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第8条（略）</p>	名称	位置	定員	すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24番地1	90人
名称	位置	定員														
すずらん保育園	恵庭市漁町394番地	90人														
すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24番地1	90人														
名称	位置	定員														
すみれ保育園	恵庭市柏陽町3丁目24番地1	90人														

議案第9号

恵庭市花の拠点設置条例の一部改正について

恵庭市花の拠点設置条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市花の拠点設置条例の一部を改正する条例

恵庭市花の拠点設置条例（令和2年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「恵庭市南島松」の次に「606番13、606番14、」を加え、「835番2から5」を「835番1から7」に改め、「836番1」の次に「836番3から6」を加える。

第4条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 集会施設

第4条第5項中「及び電気自動車等用急速充電設備」を「、電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリア」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「有料公園区域、RVパーク、センターハウス及び電気自動車等用急速充電設備」を「第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリア」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(使用の申込)

第7条 第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの使用に当たっては、都市公園条例の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

名称	単位			使用料
RVパーク	駐車場	1区画	宿泊	2,500円
			日帰り	1,250円
	電源設備	1基	宿泊	500円
			日帰り	250円
センターハウス (子ども用の遊戯 に供する部分)	小人(小学 生以下)	1名1時間	市内在住者 (3歳未満)	無料
			市内在住者 (3歳以上)	200円
			市内在住者で構 成される団体	150円
			市内在住者以外 で構成される団 体	200円
			上記以外	250円
	大人	1名終日	市内在住者	200円
			市内在住者で構 成される団体	150円
			市内在住者以外 で構成される団 体	200円
			上記以外	250円

電気自動車等用急速充電設備	1回		500円		
集会施設	1棟	1時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体		500円
			市内在住者及び市内在住者で構成される団体以外の者		670円
			営利目的		1,400円
ガーデンエリア (移動販売車両による使用に限る)	車両1台	終日	夏期	平日	2,500円
				休日	5,000円
			冬期	平日	1,250円
				休日	2,500円

備考

- 1 宿泊とは午後12時から翌日午前10時までの利用、日帰りとは午後12時から午後5時までの利用のことをいう。
- 2 駐車場1区画当たりの使用料とは、センターハウス（RVパーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。）の利用料金を含む。
- 3 団体とは、有料入場者10名以上の集団をいう。
- 4 市内在住者で構成される団体とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいう。
- 5 電気自動車等用急速充電設備の1回当たりの利用時間は、30分以内とする。
- 6 夏期とは4月1日～10月31日まで、冬期とはそれ以外の期間とする。
- 7 休日とは、恵庭市の休日を定める条例（平成3年条例第10号）に規定する休日とする。

8 移動販売車両とは、販売施設を設けて食品等を販売する形態の営業を行う自動車をいう。

別表第2中「及びセンターハウス」を「、センターハウス及び集会施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市花の拠点設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

恵庭市花の拠点設置条例新旧対照表（抄）

現行	改正案								
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 花の拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 505 1095 866"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花の拠点</td> <td>恵庭市南島松_____817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、<u>835番2</u>から5、836番1_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>（施設等）</p> <p>第4条 花の拠点に、都市公園法第2条第2項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、花の拠点に必要なものとして市長が設置するもの</p> <p>2～4（略）</p>	名称	位置	花の拠点	恵庭市南島松_____817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、 <u>835番2</u> から5、836番1_____	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第3条 花の拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 505 1991 866"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花の拠点</td> <td>恵庭市南島松 <u>606番13、606番14</u>、817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、<u>835番1</u>から7、836番1、836番3から6</td> </tr> </tbody> </table> <p>（施設等）</p> <p>第4条 花の拠点に、都市公園法第2条第2項の公園施設として、次の各号に掲げる便益施設を置く。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p><u>(8) 集会施設</u></p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、花の拠点に必要なものとして市長が設置するもの</p> <p>2～4（略）</p>	名称	位置	花の拠点	恵庭市南島松 <u>606番13、606番14</u> 、817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、 <u>835番1</u> から7、836番1、836番3から6
名称	位置								
花の拠点	恵庭市南島松_____817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、 <u>835番2</u> から5、836番1_____								
名称	位置								
花の拠点	恵庭市南島松 <u>606番13、606番14</u> 、817番1、817番3から5、817番7、817番8、817番10から12、817番18から22、823番、827番1、828番1、828番3から5、828番9、828番10、829番1から7、831番、832番1、832番3から5、833番2、 <u>835番1</u> から7、836番1、836番3から6								

現行	改正案
<p>5 都市公園条例に定めるもののほか、花の拠点の公園施設のうち、RVパーク、センターハウス（RVパーク利用者用の休憩等に供する部分及び子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。）及び電気自動車等用急速充電設備の使用料については、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第9条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合</p>	<p>5 都市公園条例に定めるもののほか、花の拠点の公園施設のうち、RVパーク、センターハウス（RVパーク利用者用の休憩等に供する部分及び子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。）、<u>電気自動車等用急速充電設備、集会施設及びガーデンエリア</u>の使用料については、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> <p>(使用の申込)</p> <p><u>第7条 第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリアの使用に当たっては、都市公園条例の規定を準用する。</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 前条の規定により指定管理者に花の拠点の管理を行わせる場合</p>

現行			改正案				
<p>においては、<u>有料公園区域、RVパーク、センターハウス及び電気自動車等用急速充電設備</u>の利用並びに行為の許可に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(補則) 第10条 (略)</p> <p>別表第1</p>			<p>においては、<u>第4条第1項各号に掲げる公園施設及びガーデンエリア</u>の利用並びに行為の許可に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(補則) 第11条 (略)</p> <p>別表第1</p>				
名称	単位	使用料	名称	単位		使用料	
RVパーク及びセンターハウス(RVパーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。)	駐車場1区画1泊当たり	2,500円 ただし、センターハウス(RVパーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。)の利用料金を含む。	RVパーク	駐車場	1区画	宿泊	2,500円
						日帰り	1,250円
	電源設備1基1泊当たり	500円		電源設備	1基	宿泊	500円
						日帰り	250円
センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分を利	1時間当たり	250円	センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)	小人(小学生以下)	1名1時間	市内在住者(3歳未満)	無料
						市内在住者(3歳以上)	200円
						市内在住者で構成される団体	150円

現行			改正案				
用する場合に限る。)						市内在住者以外で構成される団体	200 円
電気自動車等用急速充電設備	1 回当たり 30 分	500 円				上記以外	250 円
			大人	1 名終日		市内在住者	200 円
						市内在住者で構成される団体	150 円
						市内在住者以外で構成される団体	200 円
						上記以外	250 円
			電気自動車等用急速充電設備	1 回			500 円
			集会施設	1 棟	1 時間	市内在住者及び市内在住者で構成される団体	500 円
						市内在住者	670 円

現行	改正案					
				及び市内在住者で構成される団体以外の者		
				営利目的	1,400 円	
	ガーデンエリア(移動販売車両による使用に限る)	車両 1 台	終日	夏期	平日	2,500 円
					休日	5,000 円
				冬期	平日	1,250 円
					休日	2,500 円
	備考					
1 宿泊とは午後 12 時から翌日午前 10 時までの利用、日帰りとは午後 12 時から午後 5 時までの利用のことをいう。						
2 駐車場 1 区画当たりの使用料とは、センターハウス(RV パーク利用者用の休憩等に供する部分を利用する場合に限る。)の利用料金を含む。						
3 団体とは、有料入場者 10 名以上の集団をいう。						
4 市内在住者で構成される団体とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 6 条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されている者及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいう。						

現行	改正案																								
	<p>5 電気自動車等用急速充電設備の1回当たりの利用時間は、30分以内とする。</p> <p>6 夏期とは4月1日～10月31日まで、冬期とはそれ以外の期間とする。</p> <p>7 休日とは、恵庭市の休日を定める条例(平成3年条例第10号)に規定する休日とする。</p> <p>8 移動販売車両とは、販売施設を設けて食品等を販売する形態の営業を行う自動車をいう。</p>																								
<p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="271 834 1099 1187"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>供用時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館及びセンターハウス</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	供用時間	休業日	(略)			道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館及びセンターハウス	(略)		(略)			<p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="1167 834 1995 1187"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>供用時間</th> <th>休業日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館、センターハウス及び集会施設</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	供用時間	休業日	(略)			道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館、センターハウス及び集会施設	(略)		(略)		
名称	供用時間	休業日																							
(略)																									
道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館及びセンターハウス	(略)																								
(略)																									
名称	供用時間	休業日																							
(略)																									
道と川の駅花ロードえにわ(24時間トイレを除く。)、多目的交流物産館、センターハウス及び集会施設	(略)																								
(略)																									

議案第10号

市道の認定、変更及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定、変更及び廃止することについて議決を求める。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市 道 認 定 路 線

路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1534	恵庭中央26番線	福住町3丁目14番地21	
		相生町500番地4	
1535	恵庭東43号線	相生町35番地1	
		相生町177番地2	
1536	恵庭中央31号線	福住町2丁目2番地20	
		福住町2丁目2番地1	

市道変更路線

路線番号	旧 新	路線名	起点終点	重要な経過地
39	旧	南12号島松線	林田90番地5	
			穂栄226番地27	
	新		林田90番地5	
			林田102番地13	
65	旧	中島線	相生町245番地	
			中島町2丁目9番地6	
	新		相生町445番地	
			中島町2丁目9番地6	
84	旧	漁太川沿線	漁太522番地6	
			漁太1番地5	
	新		漁太522番地6	
			漁太100番地225	
102	旧	南12号恵庭線	漁太1番地1	
			漁太122番地1	
	新		漁太8番地2	
			漁太122番地1	
146	旧	恵庭中央1番線	栄恵町99番地	
			福住町3丁目18番地1	
	新		栄恵町99番地	
			末広町81番地	
999	旧	漁太線	漁太15番地1	
			漁太7番地	
	新		漁太15番地1	
			漁太2番地1	

市道廃止路線

路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
70	福住相生線	福住町3丁目14番地21	
		相生町32番地	

市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1534	恵庭中央26番線	6.0m～11.0m	218.80m	264.50m
1535	恵庭東43号線	8.0m	65.35m	78.16m
1536	恵庭中央31号線	6.0m	90.62m	98.55m

市道変更路線

路線番号	旧 新別	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
39	旧	南12号島松線	18.18m～28.80m	3,373.90m	3,401.60m
	新		18.18m～28.80m	3,267.25m	3,294.96m
65	旧	中島線	5.5m～9.0m	1,207.70m	1,213.70m
	新		5.5m～9.0m	1,129.44m	1,149.04m
84	旧	漁太川沿線	6.0m～10.60m	2,049.50m	2,059.60m
	新		6.0m～30.07m	2,115.28m	2,139.09m
102	旧	南12号恵庭線	18.18m	2,176.60m	2,454.60m
	新		18.18m	1,963.43m	2,244.69m
146	旧	恵庭中央1番線	4.5m～11.0m	686.20m	773.10m
	新		8.0m～11.0m	385.03m	476.34m
999	旧	漁太線	4.0m～7.6m	469.60m	480.90m
	新		4.0m～8.0m	712.63m	723.53m

市道廃止路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
70	福住相生線	8.0m～11.0m	556.70m	605.10m

路線図 (相生地区：新規認定)

国道 36 号



瀬川

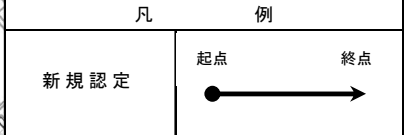
1534 恵庭中央 26 番線

市役所

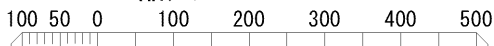
道道江別原尾線

恵庭駅

1535 恵庭東 43 号線



縮尺 1 : 10000



路線図

(相生地区：路線の変更)

国道 36 号

65 中島線

146 恵庭中央1番線

市役所
道道江別厚路線

恵庭駅

湊川

拡大図

146 恵庭中央1番線

65 中島線

相生通

相生一丁目

凡

例

路線の変更

起点

終点

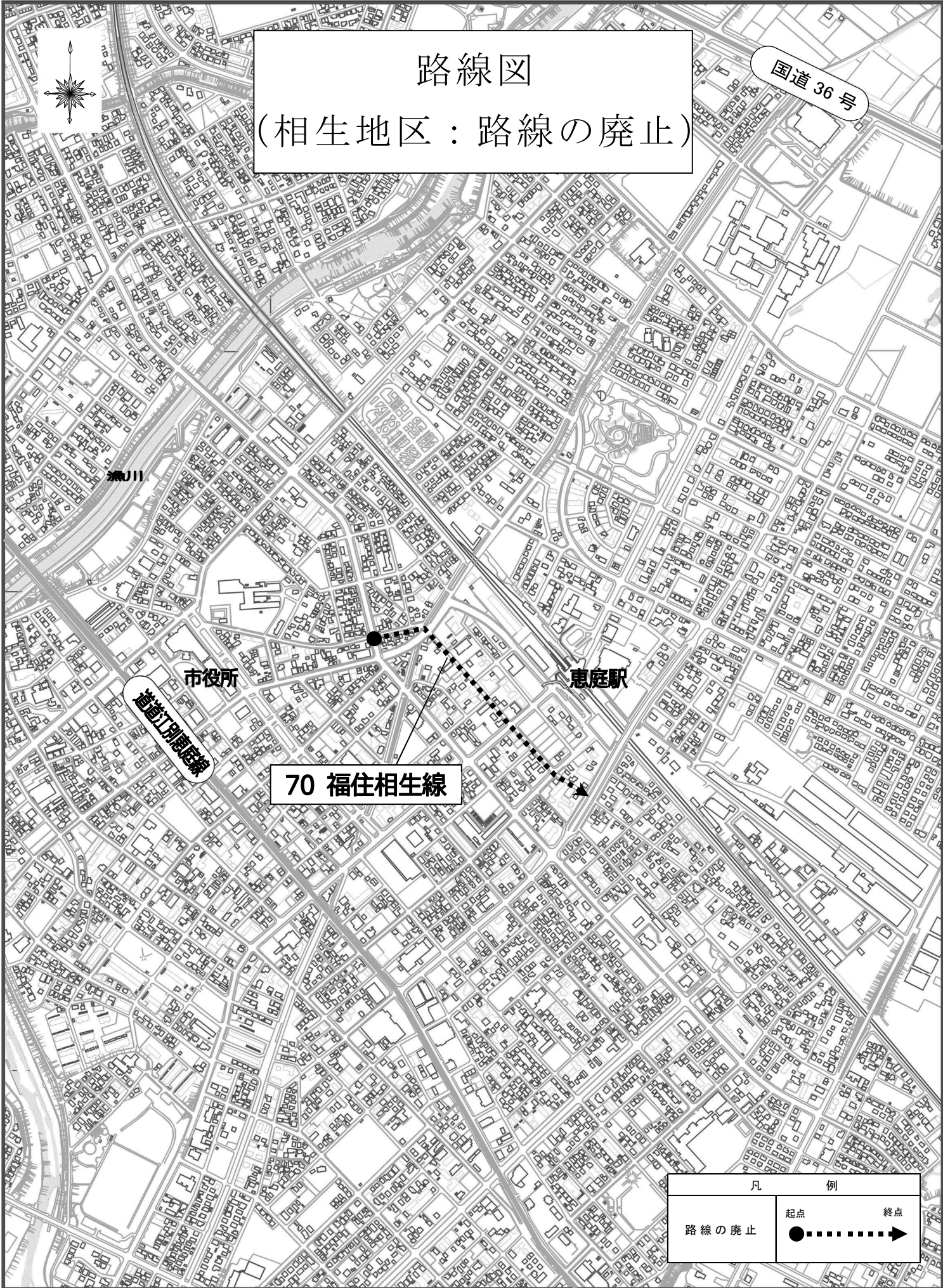
起点

終点

変更による減区間
変更後区間

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500



路線図
(相生地区：路線の廃止)

国道 36 号

瀬川

市役所

道道江別支線

恵庭駅

70 福住相生線

凡 例	
路線の廃止	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">●</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px dashed black; margin: 0 5px;"></div> <div style="margin-left: 5px;">▶</div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 起点 終点 </div>

縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500

59

路線図 (福住地区：新規認定)

国道 36 号

1536 恵庭中央 31 号線

湊川

市役所

恵庭駅

道道江別厚路線



縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500

60

議案第11号

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,131,843千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,869,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第四表 地方債補正」による。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		12,711,811	132,283	12,844,094
	1. 国庫負担金	3,766,840	87,936	3,854,776
	2. 国庫補助金	8,928,241	44,347	8,972,588
17. 道支出金		2,228,205	51,962	2,280,167
	1. 道負担金	1,556,892	43,998	1,600,890
	2. 道補助金	526,781	7,964	534,745
18. 財産収入		62,093	4,560	66,653
	2. 財産売却収入	40,369	4,560	44,929
19. 寄附金		312,949	732,584	1,045,533
	1. 寄附金	312,949	732,584	1,045,533
20. 繰入金		2,726,429	110,409	2,836,838
	1. 繰入金	2,726,429	110,409	2,836,838
21. 繰越金		470,775	60,545	531,320
	1. 繰越金	470,775	60,545	531,320
23. 市債		1,801,800	39,500	1,841,300
	1. 市債	1,801,800	39,500	1,841,300
歳入	合計	37,737,872	1,131,843	38,869,715

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		12,766,896	773,388	13,540,284
	1. 総務管理費	12,600,126	751,650	13,351,776
	3. 戸籍住民基本台帳費	78,996	21,738	100,734
3. 民生費		10,422,298	254,352	10,676,650
	1. 社会福祉費	4,826,127	191,984	5,018,111
	2. 児童福祉費	4,004,491	62,368	4,066,859
4. 衛生費		1,792,320	6,622	1,798,942
	2. 保健体育費	241,285	6,518	247,803
	4. 上下水道費	16,356	104	16,460
6. 農林水産業費		446,478	23,907	470,385
	1. 農林費	446,478	23,907	470,385
8. 土木費		3,013,429	61,159	3,074,588
	5. 住宅費	68,661	61,159	129,820
10. 教育費		1,631,597	12,415	1,644,012
	1. 教育総務費	454,567	8,086	462,653
	4. 社会教育費	448,400	4,329	452,729
歳出	合計	37,737,872	1,131,843	38,869,715

第 二 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	4-17 GIGA スクール推進事業費	217,691
2 総務費	1 総務管理費	4-20 高度無線環境整備費	142,323
8 土木費	4 都市計画費	3 島松駅周辺再整備事業費	47,000
8 土木費	4 都市計画費	4 全国都市緑化フェア開催事業費	18,253
8 土木費	5 住宅費	2 住宅長寿命化改修事業費	60,786
10 教育費	4 社会教育費	3 成人式費	667

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前金額	補正後金額
2 総務費	1 総務管理費	4-3 地域経済活性化事業費	3,340	3,840

第三表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度花の拠点整備事業	令和2年度～3年度	55,649
令和2年度道路橋梁整備事業	令和2年度～3年度	28,204

66

第四表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
市 営 住 宅 改 修 事 業 債	800	40,300

令和 2年度恵庭市一般会計補正予算（第13号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	12,711,811	132,283	12,844,094
17. 道支出金	2,228,205	51,962	2,280,167
18. 財産収入	62,093	4,560	66,653
19. 寄附金	312,949	732,584	1,045,533
20. 繰入金	2,726,429	110,409	2,836,838
21. 繰越金	470,775	60,545	531,320
23. 市債	1,801,800	39,500	1,841,300
歳入合計	37,737,872	1,131,843	38,869,715

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	12,766,896	773,388	13,540,284	22,417	679	0	709,596	40,696
3. 民生費	10,422,298	254,352	10,676,650	88,445	43,998	0	74,728	47,181
4. 衛生費	1,792,320	6,622	1,798,942	0	0	0	6,518	104
6. 農林水産業費	446,478	23,907	470,385	0	7,285	0	16,622	0
8. 土木費	3,013,429	61,159	3,074,588	21,421	0	39,500	187	51
10. 教育費	1,631,597	12,415	1,644,012	0	0	0	12,415	0
歳出合計	37,737,872	1,131,843	38,869,715	132,283	51,962	39,500	820,066	88,032

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 3,766,840	千円 87,936	千円 3,854,776	3 障がい者福祉費 負担金	千円 87,936	千円 自立支援給付費 66,176 自立支援医療費(更生医療) 7,050 障害児施設給付費 14,710
計	3,766,840	87,936	3,854,776			

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 7,683,891	千円 22,417	千円 7,706,308	1 総務費補助金	千円 22,417	千円 通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 21,738 子ども・子育て支援交付金 679
2 民生費 国庫補助金	143,066	509	143,575	1 民生費補助金	509	自立支援給付診査支払等システム事業費 509
5 土木費 国庫補助金	362,942	21,421	384,363	3 公営住宅費 補助金	21,421	公営住宅等整備事業交付金 186 公営住宅等ストック総合改善事業費 21,235
計	8,928,241	44,347	8,972,588			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	千円 1,556,052	千円 43,998	千円 1,600,050	4 障がい者福祉費 負担金	千円 43,998	千円 自立支援給付費 33,088 自立支援医療費(更生医療) 3,525 障害児施設給付費 7,385
計	1,556,892	43,998	1,600,890			

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	千円 31,341	千円 679	千円 32,020	1 総務費補助金	千円 679	子ども・子育て支援交付金 千円 679
4 農林水産業費補助金	205,824	7,285	213,109	1 農業費補助金	7,285	強い農業づくり事業 7,285
計	526,781	7,964	534,745			

(款) 18 財産収入

(項) 2 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売却収入	千円 40,079	千円 4,560	千円 44,639	1 不動産売却収入	千円 4,560	市有地処分収入(管財・契約課) 千円 4,560
計	40,369	4,560	44,929			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 312,949	千円 732,584	千円 1,045,533	1 寄附金	千円 732,584	スポーツ振興基金寄附 千円 6,518 子育て基金寄附 62,368 社会福祉事業推進基金寄附 12,360 青少年・文化振興基金寄附 4,329 まちづくり推進基金寄附 622,301 高等学校等入学準備金基金寄附 8,086 農業振興基金寄附 16,622
計	312,949	732,584	1,045,533			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,719,255	千円 110,409	千円 2,829,664	1 財政調整基金繰入金	千円 27,487	財政調整基金繰入金 千円 27,487
				2 公共施設等管理保全基金繰入金	187	公共施設等管理保全基金繰入金 187
				3 まちづくり推進基金繰入金	82,735	まちづくり推進基金繰入金 82,735
計	2,726,429	110,409	2,836,838			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 470,775	千円 60,545	千円 531,320	1 繰越金	千円 60,545	繰越金 千円 60,545
計	470,775	60,545	531,320			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木債	千円 533,100	千円 39,500	千円 572,600	1 土木債	千円 39,500	市営住宅改修事業債 千円 39,500
計	1,801,800	39,500	1,841,300			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
9 地域安全対策費	千円 206,172	千円 13,209	千円 219,381	千円	千円	千円	千円 13,209	12 委託料	千円 13,209	4. 市内公共交通事業費 (13,209) 委託料 13,209 乗合タクシー運行委託 「えにわコミュニティバス」A~C車運行委託 「えにわコミュニティバス」D~F車運行委託 「えにわコミュニティバス」冬期便運行委託
10 企画費	686,742	82,735	769,477			82,735 繰入金		7 報償費 54,000 11 役務費 3,370 12 委託料 12,690 13 使用料及び賃借料 12,675	5. ふるさと納税事業費 (82,735) 報償費 54,000 役務費 3,370 手数料 3,370 委託料 12,690 返礼品発注・発送管理委託(さとふる) ふるさと納税推進業務委託 返礼品発注・発送管理委託(その他) 使用料及び賃借料 12,675	
12 財産管理費	143,547	4,560	148,107			4,560 財産収入		24 積立金 4,560	5. 公共施設等管理保全基金積立金 (4,560) 積立金 4,560	
16 まちづくり推進基金費	411,258	622,301	1,033,559			622,301 寄附金		24 積立金 622,301	1. まちづくり推進基金積立金 (622,301) 積立金 622,301	
18 諸費	9,652,927	28,845	9,681,772	1,358 国 679 道 679			27,487	10 需用費 19,800 11 役務費 200 12 委託料 1,800 17 備品購入費 5,007	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (28,845) 需用費 19,800 消耗品費 19,800 役務費 200 通信運搬費 200 委託料 1,800 備品購入費 5,007 負担金補助及び交付金 2,038	

								18負担金補助 及び交付金	2,038	4-1. 感染予防対策事業費 備品購入費	(5,007) 5,007
										4-1 2. 地方創生臨時交付金事業費（保健課） 委託料 年未年始在宅当番診療委託	(1,800) 1,800
										4-1 4. 学童クラブ等感染予防対策事業費 負担金補助及び交付金 学童クラブ保護者負担支援金	(2,038) 2,038 2,038
										4-2 3. 地方創生臨時交付金事業費（介護福祉課） 需用費 消耗品費 役務費 通信運搬費	(20,000) 19,800 19,800 200 200
計	11,100,646	751,650	11,852,296	1,358		709,596	40,696				

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1戸籍住民 基本台帳費	千円 78,996	千円 21,738	千円 100,734	千円 21,738	千円	千円	千円	18負担金補助 及び交付金	千円 21,738	3. 個人番号管理費 負担金補助及び交付金 個人番号カード作成等負担金	千円 (21,738) 21,738 21,738
計	78,996	21,738	100,734	21,738							

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	千円 147,444	千円 12,360	千円 159,804	千円	千円	千円 12,360 寄附金	千円 24 積立金 12,360	千円 10. 社会福祉事業推進基金積立金 (12,360) 積立金 12,360		
3 障がい者 福祉費	1,896,867	177,390	2,074,257	132,443 国 88,445 道 43,998		44,947	12 委託料 1,020 19 扶助費 176,370	千円 3. 自立支援総務費 (1,020) 委託料 1,020 3-1. 自立支援事務費 (1,020) 委託料 1,020 自立支援システム改修委託 4. 自立支援給付費 (162,271) 扶助費 162,271 4-1. 障がい者給付費 (132,354) 扶助費 132,354 居宅介護費 2,976 重度訪問介護費 4,515 行動援護費 44 同行援護費 39 療養介護費 △2,634 生活介護費 31,276 短期入所費 △6,381 施設入所支援費 17,289 共同生活援助費 42,373 宿泊型自立訓練費 585 自立訓練費(機能訓練) △1,385 自立訓練費(生活訓練) △565 就労移行支援費 △10,695 就労継続支援費A型 △3,368 就労継続支援費B型 54,636 計画相談支援費 3,936 地域移行支援費 △372 地域定着支援費 △44 高額障害福祉サービス費 27		

										高額障害福祉サービス（基準該当）費	△34
										自立生活援助費	△372
										就労定着支援費	508
										4-2. 障がい児給付費	(29,917)
										扶助費	29,917
										障がい児相談支援費	810
										児童発達支援費	4,457
										医療型児童発達支援（サービス）費	△54
										放課後等デイサービス費	24,709
										保育所等訪問支援費	139
										高額障害児通所給付費	82
										居宅訪問型児童発達支援給付費	△226
										6. 自立支援医療給付費	(14,099)
										扶助費	14,099
										6-1. 更生医療給付費	(14,099)
										扶助費	14,099
										更生医療給付費	14,099
7介護保険 特別会計 繰出金	841,959	2,234	844,193				2,234	27繰出金	2,234	1. 介護保険特別会計繰出金	(2,234)
										繰出金	2,234
計	2,886,270	191,984	3,078,254	132,443		12,360	47,181				

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
4子育て支援 推進費	千円 2,610,663	千円 62,368	千円 2,673,031	千円	千円	千円 62,368	千円	24積立金	千円 62,368	16. 子育て基金積立金 積立金	千円 (62,368) 62,368
計	2,610,663	62,368	2,673,031			62,368					

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1運動 スポーツ 振興費	千円 45,074	千円 6,518	千円 51,592	千円 千円	千円 千円	千円 6,518	千円 24積立金	千円 6,518	千円 6. スポーツ振興基金積立金 積立金 6,518	
計	45,074	6,518	51,592			6,518				

(項) 4 上水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1上水道費	千円 16,356	千円 104	千円 16,460	千円 千円	千円 千円	千円 104	千円 18負担金補助 及び交付金	千円 104	千円 1. 上水道事業費 負担金補助及び交付金 水道事業負担金 104	
計	16,356	104	16,460			104				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3農業振興費	千円 78,928	千円 23,907	千円 102,835	千円 7,285	千円 千円	千円 16,622	千円 18負担金補助 及び交付金	千円 7,285	千円 4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 7,285	
				道		寄附金	24積立金	16,622	強い農業づくり事業補助金 7,285	
									7. 農業振興基金積立金 積立金 16,622	
計	78,928	23,907	102,835	7,285		16,622				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 住宅管理費	千円 68,661	千円 61,159	千円 129,820	千円 21,421	千円 39,500	千円 187	千円 51	14 工事請負費	千円 60,786	千円 2. 住宅長寿命化改修事業費 (60,786) 工事請負費 60,786
						繰入金		21 補償補填 及び賠償金	373	千円 3. 柏陽・恵央団地建替事業費 (373) 補償補填及び賠償金 373
計	68,661	61,159	129,820	21,421	39,500	187	51			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 教育 委員会費	千円 83,445	千円 8,086	千円 91,531	千円	千円	千円 8,086	千円	24 積立金	千円 8,086	千円 8. 高等学校等入学準備金基金積立金 (8,086) 積立金 8,086
計	83,445	8,086	91,531			8,086				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 青少年女性等 教育費	千円 20,250	千円 4,329	千円 24,579	千円	千円	千円 4,329	千円	24 積立金	千円 4,329	千円 8. 青少年・文化振興基金積立金 (4,329) 積立金 4,329
計	20,250	4,329	24,579			4,329				

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	9 地域安全対策費	4 市内公共交通事業費	13,209					13,209	えにわコミュニティバス及びえにわコミュニティタクシー運行経費の増額
2	総務費	1 総務管理費	10 企画費	5 ふるさと納税事業費	82,735				82,735		ふるさと納税事業費の増額
2	総務費	1 総務管理費	12 財産管理費	5 公共施設等管理保全基金積立金	4,560				4,560		市有地売却収入積立
2	総務費	1 総務管理費	16 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	622,301				622,301		えにわ・花子さん愛情寄附積立 20,587件 ふるさと納税事業経費積立 31,179件
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-1 感染予防対策事業費	5,007					5,007	新型コロナウイルス感染予防対策物品の購入
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-12 地方創生臨時交付金事業費(保健課)	1,800					1,800	新型コロナウイルス感染拡大に対応する年末年始在宅当番診療委託の増額
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-14 学童クラブ等感染予防対策事業費	2,038	679	679			680	学童クラブの登会自粛に伴う保護者負担金助成事業の実施
2	総務費	1 総務管理費	18 諸費	4-23 地方創生臨時交付金事業費(介護福祉課)	20,000					20,000	社会福祉施設等に対するPCR自主検査事業の実施
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	3 個人番号管理費	21,738	21,738					マイナンバーカード交付数の増による事業費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10 社会福祉事業推進基金積立金	12,360				12,360		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,151件
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	3-1 自立支援事務費	1,020	509				511	障害者自立支援給付診査支払等システム改修に伴う事業費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	4-1 障がい者給付費	132,354	66,176	33,088			33,090	自立支援給付費のうち障がい者給付費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	4-2 障がい児給付費	29,917	14,710	7,385			7,822	利用者数の増加に伴う障がい児給付費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	6-1 更生医療給付費	14,099	7,050	3,525			3,524	自立支援医療給付費のうち更生医療給付費の増額
3	民生費	1 社会福祉費	7 介護保険特別会計繰出金	1 介護保険特別会計繰出金	2,234					2,234	介護保険特別会計への人件費繰出

3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	4 子 育 て 支 援 推 進 費	16 子 育 て 基 金 積 立 金	62,368				62,368		えにわ・花子さん愛情寄附積立 6,083件
4 衛 生 費	2 保 健 体 育 費	1 運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	6 ス ポ ー ツ 振 興 基 金 積 立 金	6,518				6,518		えにわ・花子さん愛情寄附積立 618件
4 衛 生 費	4 上 水 道 費	1 上 水 道 費	1 上 水 道 事 業 費	104					104	水道事業会計負担金の増額
6 農 林 水 産 業 費	1 農 林 費	3 農 業 振 興 費	4 農 業 振 興 対 策 事 業 費	7,285		7,285				強い農業づくり事業補助金の要望拡大
6 農 林 水 産 業 費	1 農 林 費	3 農 業 振 興 費	7 農 業 振 興 基 金 積 立 金	16,622				16,622		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,648件
8 土 木 費	5 住 宅 費	1 住 宅 管 理 費	2 住 宅 長 寿 命 化 改 修 事 業 費	60,786	21,235		39,500		51	国庫支出金の増額に伴う住宅長寿命化改修事業の促進
8 土 木 費	5 住 宅 費	1 住 宅 管 理 費	3 柏 陽 ・ 恵 央 団 地 建 替 事 業 費	373	186			187		柏陽・恵央団地建替事業に伴う移転補償費の増額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	1 教 育 委 員 会 費	8 高 等 学 校 等 入 学 準 備 金 基 金 積 立 金	8,086				8,086		えにわ・花子さん愛情寄附積立 727件
10 教 育 費	4 社 会 教 育 費	2 青 少 年 女 性 等 教 育 費	8 青 少 年 ・ 文 化 振 興 基 金 積 立 金	4,329				4,329		えにわ・花子さん愛情寄附積立 376件
合 計				1,131,843	132,283	51,962	39,500	820,066	88,032	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 27,487 繰越金 60,545

議案第12号

令和2年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,055,689千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		763,132	16,018	779,150
	1. 後期高齢者医療保険料	763,132	16,018	779,150
歳入	合計	1,039,671	16,018	1,055,689

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		975,570	16,018	991,588
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	975,570	16,018	991,588
歳出	合計	1,039,671	16,018	1,055,689

令和 2年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	千円 763,132	千円 16,018	千円 779,150
歳入合計	1,039,671	16,018	1,055,689

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 975,570	千円 16,018	千円 991,588	千円 0	千円 0	千円 0	千円 16,018	千円 0
歳出合計	1,039,671	16,018	1,055,689	0	0	0	16,018	0

2. 歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療保険料	千円 763,132	千円 16,018	千円 779,150	1 現年度分	千円 16,018	特別徴収保険料 千円 16,018
計	763,132	16,018	779,150			

3. 歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 975,570	千円 16,018	千円 991,588	千円	千円	千円 16,018	千円	18 負担金補助及び交付金	千円 16,018	1. 後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 後期高齢者医療広域連合納付金 千円 (16,018) 16,018 16,018
計	975,570	16,018	991,588			16,018				

82

説明資料

(後期高齢者医療特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2	1	1	1	16,018				16,018		保険料の軽減特例制度の変更に伴う市町村保険料負担金の増額
		合	計	16,018	0	0	0	16,018	0	

議案第13号

令和2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,089,065千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		1,108,719	24,243	1,132,962
	2. 国庫補助金	314,339	24,243	338,582
6. 繰入金		924,308	△22,009	902,299
	1. 一般会計繰入金	841,959	2,234	844,193
	2. 基金繰入金	82,349	△24,243	58,106
歳入	合計	5,086,831	2,234	5,089,065

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		163,969	2,234	166,203
	1. 総務管理費	100,687	2,234	102,921
歳出	合計	5,086,831	2,234	5,089,065

令和 2年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	千円 1,108,719	千円 24,243	千円 1,132,962
6. 繰入金	924,308	△22,009	902,299
歳入合計	5,086,831	2,234	5,089,065

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 163,969	千円 2,234	千円 166,203	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 2,234
歳出合計	5,086,831	2,234	5,089,065	0	0	0	0	2,234

2. 歳入

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 保険者機能強化 推進交付金	千円 0	千円 11,433	千円 11,433	1 保険者機能強化 推進交付金	千円 11,433	保険者機能強化推進交付金 千円 11,433
7 介護保険保険者努力 支援交付金	0	12,810	12,810	1 介護保険保険者 努力支援交付金	12,810	介護保険保険者努力支援交付金 12,810
計	314,339	24,243	338,582			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 その他一般会計 繰入金	千円 161,178	千円 2,234	千円 163,412	1 事務費繰入金	千円 2,234	事務費繰入金 千円 2,234
計	841,959	2,234	844,193			

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 82,349	千円 △24,243	千円 58,106	1 介護給付費準備 基金繰入金	千円 △24,243	介護給付費準備基金繰入金 千円 △24,243
計	82,349	△24,243	58,106			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	千円 100,687	千円 2,234	千円 102,921	千円	千円	千円	千円 2,234	1 報酬 △1,749	千円 1. 一般事務費 (2,234)	
								2 給料 1,089	報酬 △1,749	
								3 職員手当等 2,151	給料 1,089	
								4 共済費 428	職員手当等 2,151	
								18 負担金補助 及び交付金 315	共済費 428	
計	100,687	2,234	102,921				2,234		負担金補助及び交付金 315	
									退職手当負担金 315	

説明資料

(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
			一般財源調整	0						0	保険者機能強化推進交付金の交付に伴う財源内訳の変更(保険者機能強化推進交付金 11,433、介護保険給付費準備基金繰入金 △11,433)
			一般財源調整	0						0	介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴う財源内訳の変更(介護保険保険者努力支援交付金 12,810、介護保険給付費準備基金繰入金 △12,810)
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	2,234						2,234	職員の配置変更等による人件費の増額
合計				2,234	0	0	0	0	2,234		一般財源の内訳 基金繰入金 △24,243 保険者機能強化推進交付金 11,433 介護保険保険者努力支援交付金 12,810 一般会計繰入金 2,234

議案第14号

令和2年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,228千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		216,901	△55,880	161,021
	1. 手数料	216,901	△55,880	161,021
4. 繰入金		63	43,614	43,677
	1. 基金繰入金	63	43,614	43,677
歳入	合計	253,494	△12,266	241,228

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 廃棄物処理事業費		175,942	△12,266	163,676
	1. 廃棄物処理管理費	175,942	△12,266	163,676
歳出	合計	253,494	△12,266	241,228

令和 2年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	千円 216,901	千円 △55,880	千円 161,021
4. 繰入金	63	43,614	43,677
歳入合計	253,494	△12,266	241,228

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
1. 廃棄物処理事業費	千円 175,942	千円 △12,266	千円 163,676	千円 0	千円 0	千円 0	千円 △12,266	千円 0
歳出合計	253,494	△12,266	241,228	0	0	0	△12,266	0

2. 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	千円 216,901	千円 △55,880	千円 161,021	1 手数料	千円 △55,880	産業廃棄物処分手数料 千円 △55,880
計	216,901	△55,880	161,021			

(款) 4 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 63	千円 43,614	千円 43,677	1 基金繰入金	千円 43,614	産業廃棄物処理施設基金繰入金 千円 43,614
計	63	43,614	43,677			

3. 歳出

(款) 1 廃棄物処理事業費

(項) 1 廃棄物処理管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 廃棄物処理管理費	千円 175,942	千円 △12,266	千円 163,676	千円	千円	千円 △12,266 使用・手数料 △55,880 繰入金 43,614	千円	24 積立金	千円 △12,266	千円 3. 焼却施設管理運営事業費 4. 産業廃棄物処理施設基金積立金 (△12,266) 積立金 △12,266
計	175,942	△12,266	163,676			△12,266				

説明資料

(産業廃棄物処理事業特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 廃棄物処理事業費	1 廃棄物処理管理費	1 廃棄物処理管理費	4 産業廃棄物処理施設基金積立金	△12,266				△12,266		手数料減少による基金積立金の減及び財源内訳の変更 (手数料 △55,880 基金繰入金 43,614)
合 計				△12,266	0	0	0	△12,266	0	

議案第15号

令和2年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和2年度恵庭市水道事業会計予算第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度水道施設整備事業	令和2年度～令和3年度	184,251千円

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

議案第16号

令和2年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和2年度恵庭市下水道事業会計予算第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度公共下水道整備事業	令和2年度～令和3年度	47,520千円

令和3年2月18日提出

恵庭市長 原 田 裕

